

文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会設置要綱

2019 文教教学第 1265 号令和 2 年 1 月 31 日教育長決定
改正 2021 文教教学第 609 号令和 3 年 4 月 1 日教育長決定

(目的)

第1条 施設の老朽化に伴う文京区立千駄木小学校等の改築について、地域の特性に応じた学校づくりを進めるため、文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 改築校舎の基本的な事項に関すること。
- (2) 工事期間中の対応について。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員及びアドバイザー)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち、教育長が任命し、又は委嘱する委員 30 人以内をもつて組織する。

- (1) 教育推進部長、教育推進部学務課長、教育推進部副参事、教育推進部教育指導課長、教育推進部児童青少年課長、企画政策部企画課長、施設管理部整備技術課長の職にある者
- (2) 千駄木小学校校長の職にある者
- (3) 文林中学校校長の職にある者
- (4) 千駄木幼稚園園長の職にある者
- (5) 千駄木小学校 P T A 1 人
- (6) 文林中学校 P T A 1 人
- (7) 千駄木幼稚園 P T A 1 人
- (8) 千駄木育成室父母会 1 人
- (9) 文林中学校育成室父母会 1 人
- (10) 文林中学校第二育成室父母会 1 人
- (11) 学校運営連絡協議会 1 人
- (12) 地域学校協働本部 1 人
- (13) 千駄木小学校同窓会 1 人
- (14) 通学区域内町会・自治会関係者 10 人以内
- (15) 汐見青少年健全育成会 1 人

2 委員会には、アドバイザーとして学識経験者（学校建築）を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から第2条に定める事項を報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、教育推進部長とし、委員会を総括する。

3 副委員長は、教育推進部学務課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育推進部学務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。